新

【表紙】

愛媛県土木設計業務等の電子納品要領 平成30年7月

愛媛県土木部

3. 用語の定義

本要領に使用する用語の定義は、次に定めるところとする。

- ・納品とは、受注者が監督員に業務完成時に成果品を納めることをいう。
- ・電子成果品とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。
- ・紙成果品とは、紙媒体(印刷物)によって発注者に納品する成果品をいう。
- ・電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。

4. 電子納品の対象業務

電子納品の対象業務は、次に示す業務を除く全ての委託業務とする。

- ・補償調査業務(事業損失補償調査含む)
- ・庁舎管理の保守点検委託業務 (ダム管理事務所・県営住宅等の浄化槽点検、消火器点 検など)
- ・維持作業の委託業務(草刈、清掃など)
- <u>(なお、上記対象外業務であっても、発注者の承諾を受けた場合は、電子納品の対象とすることは可能)</u>

5. 電子納品の対象書類

成果品のうち、報告書一式を電子成果品として納品する。

<u>その他の書類についても、発注者から指示、または承諾を受けた場合は、電子納品の対</u>象とすることができる。

なお、紙成果品の納品については、委託業務の仕様書によるものとする。

【運用】

- ・電子納品の対象書類のうち、電子化が困難な書類については、紙成果品で納品する。
- ・電子納品の対象とする書類については、業務着手時に「委託業務着手時確認シート」を用いて協議を行 い、決定することとする。

【表紙】

愛媛県土木設計業務等の電子納品要領 平成26年3月

愛媛県土木部

3. 用語の定義

本要領に使用する用語の定義は、次に定めるところとする。

- ・納品とは、受注者が発注者に設計図書等に規定する成果品を納めることをいう。
- ・**電子成果品**とは、電子媒体(電子データ)で納品する成果品をいう。
- ・紙成果品とは、紙媒体(印刷物)で納品する成果品をいう。
- ・電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。

4. 電子納品の対象業務

電子納品の対象業務は、次に示す業務を除く全ての委託業務とする。

- ・補償調査業務(事業損失補償調査含む)
- ・庁舎管理の保守点検委託業務 (ダム管理事務所・県営住宅等の浄化槽点検、消火器点 検など)
- ・維持作業の委託業務(草刈、清掃など)

5. 電子納品の対象書類

成果品のうち、報告書一式を電子成果品として納品する。 なお、紙成果品の納品については、委託業務の仕様書によるものとする。

【運用】

・電子納品の対象書類のうち、電子化が困難な書類については、紙成果品で納品する。

新

16. その他留意事項

発注者及び受注者は、電子納品にあたり、以下の項目に従う。

- ・受注者は、検査時に電子成果品に関する指摘事項があった場合、指摘事項を修正した電子成果品を遅滞なく納品する。
- ・受注者は、納品後3年以内に電子媒体に不良箇所が発生して、電子成果品の読み取りが不可能となった場合、無償で再納品を行う。
- ・発注者は、電子納品された電子成果品を適正かつ善良に保管管理する。
- ・電子成果品の作成に使用するワープロソフトは Word2010 で読み込み可能なバージョン、 表計算ソフトは Excel2010 で読み込み可能なバージョンとする。
- ・電子メール等により情報交換を行った電子データについては、電子納品は不要である。 ただし、打合せ記録簿及び発注者からの指示がある書類については、電子納品を行う。
- ・本要領に記載のない事項については、協議により定める。

【解説】

- ・電子データに誤記等の内容の不備が発見された場合は、受注者は直ちに電子データを修正し、電子成果 品を再納品しなければならない。再納品時においても、電子成果品のウイルスチェック、内容チェック を必ず行い、品質検証書を提出すること。
- ・発注者が使用する統合ソフトは Office 2010 (Word 2010、Excel 2010) である。受注者は、Office 2013 以上の統合ソフトを使用する場合は、Office 2010 で読み込み可能なバージョンに変換すること。
- ・打合せ記録簿など後工程での利活用が見込まれる書類については、電子納品の対象とする。

旧

16. その他留意事項

発注者及び受注者は、電子納品<u>及び業務履行中の電子データによる情報交換</u>にあたり、 以下の項目に従う。

- ・受注者は、検査時に電子成果品に関する指摘事項があった場合、指摘事項を修正した電子成果品を遅滞なく納品する。
- ・受注者は、納品後3年以内に電子媒体に不良箇所が発生して、電子成果品の読み取り が不可能となった場合、無償で再納品を行う。
- ・発注者は、電子納品された電子成果品を適正かつ善良に保管管理する。
- ・電子データによる情報交換は、電子メールまたは発注者が指定する電子媒体で行う。
- ・電子メールにより伝達できる書面は、公印が不要な書面とする。
- ・電子成果品の作成<u>及び情報交換</u>に使用するワープロソフトは Word2010 で読み込み可能なバージョン、表計算ソフトは Excel2010 で読み込み可能なバージョンとする。
- ・本要領に記載のない事項については、協議により定める。

【解説】

- ・電子データに誤記等の内容の不備が発見された場合は、受注者は直ちに電子データを修正し、電子成果 品を再納品しなければならない。再納品時においても、電子成果品のウイルスチェック、内容チェック を必ず行い、品質検証書を提出すること。
- ・受注者は、電子データにより情報交換や書面の伝達を行う場合は、セキュリティ対策を十分に行わなければならない。なお、電子データの提出に当たっては、信頼できる最新のウイルス対策ソフトでウイルスチェックを行い、電子データがウイルスに感染していないことを確認しなければならない。
- ・発注者が使用する統合ソフトは Office 2010 (Word 2010、Excel 2010) である。受注者は、Office 2013 以上の統合ソフトを使用する場合は、Office 2010 で読み込み可能なバージョンに変換すること。

【運用】

・電子メールの送受信環境については、業務開始時に受発注者双方で確認すること。なお、発注者側の電子メールの受信容量は概ね5MB程度までである。